

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：第4委員会室

日 時：令和4年3月28日（月）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和4年2月17日から令和4年3月28日まで

（2）現地調査箇所

大沢野行政サービスセンター地域福祉課、八尾行政サービスセンター地域福祉課、大沢野保健福祉センター、八尾保健福祉センター

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

福祉保健部

- ・福祉政策課
- ・生活支援課
- ・介護保険課
- ・大沢野行政サービスセンター地域福祉課
- ・八尾行政サービスセンター地域福祉課
- ・大沢野保健福祉センター
- ・八尾保健福祉センター

（2）対象期間

令和2年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 福祉保健部 生活支援課

- ア 備品台帳と物品現在高調書における職員用椅子の数量の不一致について、現物との突合により確認したところ、どちらも記載誤りとなっていたので、改善を図られたい。
- イ 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日給、それ以外の勤務した時間に対しては超過勤務手当 135/100 の支給とすべきところ、勤務した全時間に対して休日給を支給したことにより、休日給が過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(2) 福祉保健部 介護保険課

- ア 経緯等が不明な現金があったので、改善を図られたい。
- イ 切手受払簿に記載されていない切手があったので、改善を図られたい
- ウ 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日給、それ以外の勤務した時間に対しては超過勤務手当 135/100 の支給とすべきところ、勤務した全時間に対して休日給を支給したことにより、休日給が過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(3) 福祉保健部 大沢野行政サービスセンター地域福祉課

- ア 普通財産の貸付けに係る財産使用料について、歳入科目を財産貸付収入とすべきところ、民生使用料で受け入れていたので、改善を図られたい。

(4) 福祉保健部 八尾行政サービスセンター地域福祉課

- ア 行政財産貸付料等の納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。